講義科目　中大基礎講座　民法（債権・親族・相続）　　　講義回数　6

作成責任者：水道橋校　吉田　靖範

民法(債・親・相)　第6回　P306～P312

弁済②　P306

《弁済の充当》

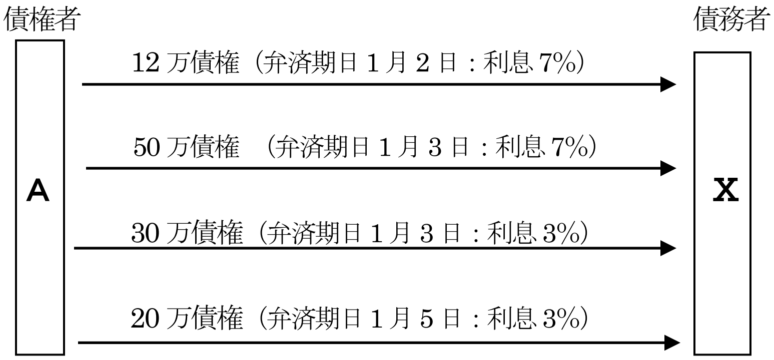

1 月 4 日にXはAに 1 万円を弁済した

Ⓠ　Xの 1 万の弁済は、どの債権に充てられるか？

1．弁済充当の決定

①当事者の合意による指定 ⇒ ②当事者の一方の指定 ⇒ **③法定充当**

（1 次…弁済者、2 次…弁済受領者）

2. 法定充当

①弁済期にある債権・・・12 万債権、50 万債権、30 万債権

⇩

②債務者のために弁済の利益が多い債権・・・12 万債権、50 万債権

⇩

③弁済期が先に到来した債権、先に到来する債権・・・**12 万債権**

※債務に元本、利息、費用がある場合

例）12 万債権（元本）において利息 2 万、諸費用（手数料）1 万、計 15 万を支払う場合

⇨ 当事者の合意による指定がない場合は、**①費用 ➔ ②利息 ➔ ③元本**　の順に充当

相殺　P307～P312

《意義》

相殺とは、当事者双方が互いに負担する債務を、その対当額において消滅させることをいう。

例）ＡのＢに対する 100 万円債権とＢのＡに対する 80 万円債権をＡが相殺

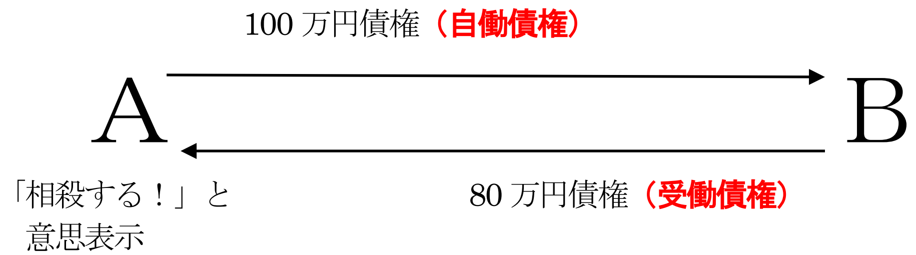

➔Ａの債権とＢの債権は対等額で消滅
➔ＡのＢに対する 20 万円債権のみが残る

《相殺の要件》

1．相殺適状にあること（以下の５つの要件を満たしている場合を相殺適状という）

①双方の債権が対立していること
②双方の債権が同種類であること
③双方の債権が弁済期にあること
④双方の債権が有効に存在していること
⑤双方の債権の性質が相殺を許すものであること

→ **相殺適状**

（1）双方の債権が対立していること

ＡのＢに対する債権とＣのＡに対する債権の相殺はできない

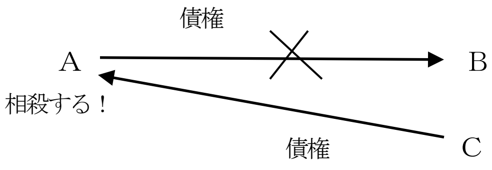

（2）双方の債権が同種の債権であること

Aの 10 万円債権とBの 3 万円債権・・・〇
Xの「撮影してもらう債権」とYの「時計を引渡してもらう債権」・・・×

（3）双方の債権が弁済期にあること

→少なくとも自働債権が弁済期にあれば相殺が可能。

※**受働債権が弁済期になくても相殺はできる**（相殺する者が期限の利益を放棄すればよい）。

（4）双方の債権が有効に存在していること

相殺適状後に解除や取消し等により債権が消滅した場合には相殺ができなくなる。

しかし、**自己の債権が時効により消滅しても、その消滅以前に相殺適状にあった場合は相殺できる。**

時効消滅後の債権

3 万円貸金債権（**既に時効により消滅**）

A →→ B

A ←← B

3 万円商品代金債権

Aの債権の時効消滅前にAの債権とBの債権が相殺適状であったならば、
Aの債権が時効により消滅してもAは相殺できる。

（5）双方の債権の性質が相殺を許すものであること

自働債権に抗弁権が付着しているもの（例：相手方の同時履行の抗弁権が付着している場合など）などは、相殺ができない。

同時履行の抗弁権付着

3 万円代金債権（**自働債権**）

A →→ B

A ←← B

「相殺する！」　3 万円貸金債権（**受働債権**）　「商品もらうまで払わない！」

⇨　Aは相殺することはできない

2．相殺禁止されていないこと

当事者間で「互いに相殺しない」などの相殺制限特約がある場合は、相殺することができない。

また、法律上相殺禁止がされている場合（次頁）も相殺できない。

《相殺制限特約》

相殺制限特約があれば、相殺はできないが、**この相殺制限特約は、この特約につき重過失なく知らなかった第三者（善意無重過失の第三者）には主張できない。**

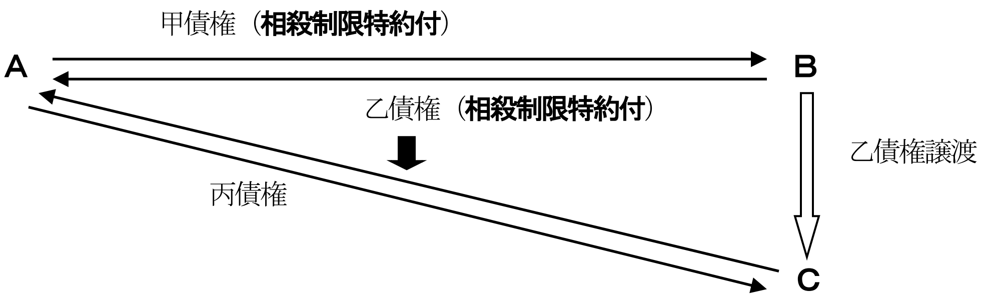

→Cが乙債権に相殺制限特約があることを重過失なく知らなかった場合には丙債権と相殺できる。

《法律により相殺が禁止されている場合》

1．不法行為などに基づく損害賠償請求権

⇨ **受働債権として相殺することはできない**

例）BがAに暴行しケガをさせ損賠金 10 万円が発生した場合

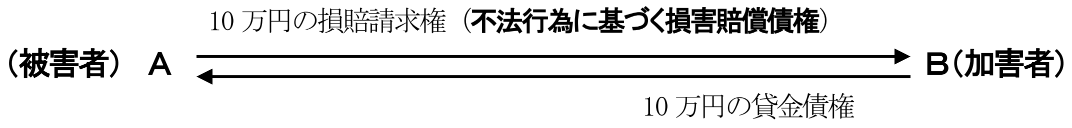

➔　B（加害者）から相殺をすることはできない（Aから相殺することは可能）

※すべての不法行為などに基づく損害賠償請求権が対象となるのではなく以下の債権に限定される。

①悪意（積極的に損害を与える意思）による不法行為に基づく損害賠償債権

➔　例）嫌がらせとして同僚Aのスマホを壊した

②人の生命や身体を侵害させたことによる損害賠償請求権（不法行為に限定されない）

➔　例）Aの頭にゴルフクラブが誤って当たり、ケガをした（不法行為）

➔　例）従業員が工場で作業中に、機械（整備不良）でけがをした（債務不履行）

2．差押禁止債権

⇨ **受働債権として相殺することはできない**

例）給料債権

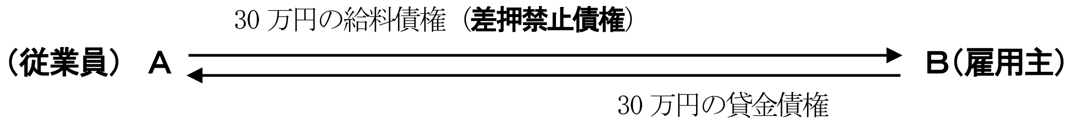

→　B（雇用主）から相殺をすることはできない（Aから相殺することは可能）

3．受働債権差押後に取得した自働債権での相殺禁止

例えば、Aは、AのBに対する債権が履行されないためにBがC銀行に対して有する銀行預金債権（X債権）を差し押さえ、その後、C銀行はBに対して貸付けを行い、貸付金債権（Y債権）を取得した場合、C銀行はY債権を自働債権として相殺することはできない。

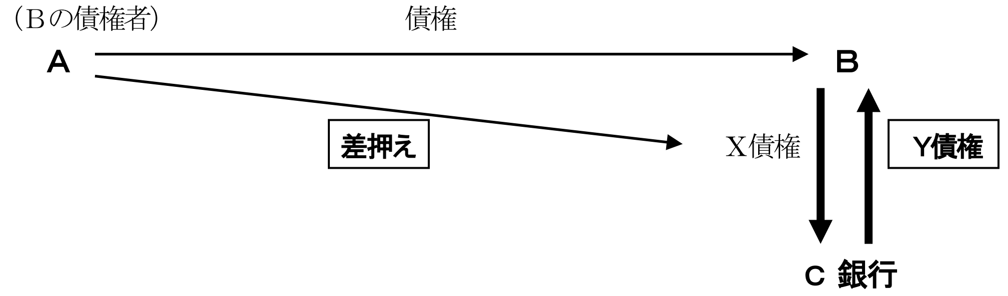

例文　①差押え　②Y債権を取得 ⇨　　Cは**相殺不可**
　　　①Y債権を取得　②差押え ⇨　　Cは**相殺可**

《相殺の方法・効果》

1．方法

①一方的な意思表示で相殺できる

②**相殺に条件や期限を付けることはできない**（もし～になったら相殺する。来月１日に相殺するなど）

③相殺契約（両当事者の合意に基づく相殺）ならば条件・期限を付けることは可能

2．効果

相殺適状時に遡及して効力が生じる。

その他の債権消滅事由　P313

《供託》

債権者が受け取ってくれない！
債権者は何処にいるか不明！
⇒ 債務者は供託所（法務局）に目的物を供託（引渡す）
⇩
債務者の債務は消滅する

《更改》

更改とは、当事者が従前の債権・債務に代え、新たな債権・債務を発生させる契約により、従前の債務を消滅させること。

例）ＡがＢに 100 万円を支払う債務を負っていたが、更改により、新たにＡ所有の車をＢに引き渡す契約をした。

《免除》

免除とは、債権者の一方的意思表示により、債務を消滅させること。

例）「とっても反省しているようだから、損害賠償金 1 万円は支払わなくていいよ！」

《混同》

混同とは、ある債権において、債権者と債務者が同一人になること。

例）一人息子に 10 万円の債権を有していた父が死亡し、父の債権者という地位が、債務者である息子に相続された。⇒ **10 万円の債権、債務は混同により消滅**